

書 評

内田 和子 著：

『近代日本の水害地域社会史』

古今書院刊 1994年12月

A 5判 276ページ 9,800円

本書にサブタイトルをつけるとすれば「わが国の水害と水害予防組合の成立過程とその変容」ともいうべき研究書である。

従来この類のものは主要な流域の水防組合（以下水害予防組合を水防組合と呼称する）の組合沿革誌のなかで記述されてきた。例えば名著とされる淀川右岸水害予防組合による『淀川右岸水害予防組合誌』（1936年刊）や、大垣輪中水防組合の『大垣輪中沿革史』（年代不詳であるが1920年代と考えられる）。比較的新しいものとしては信濃川の白根郷普通水利組合編『白根郷治水史』（1945）が知られている。また全国的な水防組合の歴史、組織などを各府県別に簡述したものとして1929年刊の『明治工業史』の土木編がある。

しかし、これらはいずれも沿革発達史に終始して論考はなされていない。その意味でも本書は、水防組合を通して明治以降の水害とその地域社会の変容を論じた画期的な労作であり、この類のものの嚆矢といえよう。

著者はその序章のなかで「近代日本における治水事業は、明治新政府の下に外国人技術者の援助を得て開始された。当初、大河川の低水工事から始まった治水事業は明治中期から高水工事へと転換され、やがて1896（明治29）年の河川法の成立により本格的な高水工事の時代に至った。こうして開始された国直轄の河川改修工事は、現在の治水事業の直接的な礎となった……」と述べているように江戸期や明治中期までのわが国の治水は、自普請による地先治水であった。それだけに地域住民の高揚された地先水防意識によって支えられてきた。そのため1890（明治23）年の水害予防組合法以前にも、各地の水害常襲地域ではそれぞれ独自の水防組織をもって対応してきた。

それが国直轄の治水工事が施工されるにしたがい、それぞれの流域をもつ河川技術や河川行政が国家によって独占されることによって、住民の水防意識が変容することは当然といえよう。

序章は、主として研究の目的と方法及び研究史からなるが、その研究の方法のなかで筆者がフィールドとした国府川、揖斐川、信濃川、加古川、鶴見川などを「研究対象地域選定の枠組み」として表化したり、また「研究対象地域での研究手法の手順」を図表化して、①組合の存在条件、②組織としての組合の特色、③組合存在地域の地域性、組合の位置付けと評価を各水防組合ごとにその研究手法を系統化しているのは、読者にさらに理解を深める方法として、極めて親切である。

本論は前編と後編とに分かれ、前編は日本における水害予防組合の展開過程、後編は日本における水害予防組合の地域的特色の二部構成となっている。以下各章ごとに論評してみたい。

前編の第1章は「水害予防組合の定義と関連組織」で、その始めに「……この法律判定以前にも水害予防組合の前身となる近世来いくつかの組織があり、明治政府の行政機構や法体制の確立に伴って、それらの組織は変化してきた。こうした水害予防組合の前身組織については、次章で詳述する。……」とあるが、残念なことに鶴見川流域についてのみであり、利根川中流域の水防組織に相当する領や、輪中地域はいうまでもなく江戸期には、信濃川、九頭竜川、小貝川などの洪水常襲地域には例外なく水防組織がみられたのである。本書の性格から無理からぬことであろうが、この場合に前史としての歴史地理学的アプローチが欲しかった。

第3章の「水害予防組合の諸機能と治水・利水事業の検討」は、初めての読者には難多な部分もあるが、3つの図表、例えば水害予防組合にかかわる事業と費用負担では、従来の既往の研究結果と筆者の新しい見解によるものとを比較させることによって、明確化している。

後編の「日本における水害予防組合の地域的特色」は、それぞれ佐渡の国府川、木曾三川の輪中地域、信濃川の西蒲原、兵庫県の佐治川、横浜の鶴見川流域の水防組合の地域的特色について論じたものである。

各論を通して共通する特色は、たんなる水防組合の設立とその背景だけでなく、それぞれの流域の洪水多発の要因を地形と洪水特性、水害地形などから

多くのページを用いて論じているのは、地理専門書にふさわしい。ただしこの場合フィジカルなアプローチが最重要であるが、江戸時代には各共同体の力関係による差別的な治水政策の結果が、洪水多発の要因となることを忘れてほしい。

後編の第2章は、「地域に継承された水防社会——岐阜県大垣輪中水害予防組合——」で約30ページにおよんで詳論されているが、この地域の水防社会の変容を論ずるとき、1976年の長良川破堤による9・12輪中水害以降の水防体制の変化について論述がみられるべきであった。例えば被害をめぐって高位部と低位部の町の対立から、揖斐川以東水防組合の解散したこと。また各水防組合の水防計画がこの水害以降大きく修正されたことなどがある。しかしこれは評者の過大な要求かもしれない。

第3章の「用排水事業の推進による農業基盤の確立——新潟県西蒲原郡上郷水害予防組合地域——」は、信濃川流域の新潟平野西部の西蒲原平野をフィールドとしたものである。とくにこの地域は古くからの洪水常襲地域であるが、高位部の上郷より田越的に溢水する悪水をうける低位部、下郷との対立、具体的には上郷水防組合と下郷にあたる新川疎水普通組合との対立関係を論じたものである。とくに本稿では対立抗争から熟談和解へのプロセスを、組合規約や賦課方式などから多面的にとらえたものであり、著者のもっとも得意とする分野だけに説得力ある力作であり、ページ数も約40ページにおよんでいる。ただ小さいことながら気になることがある。それは第3節の「……下郷内の排水を促すために新川を開削して、暗渠の樋門（底樋）で西川の河床下を通過させる大事業を独力で果たし……底樋組合を結成した……」の底樋は一般的には伏越樋と称すべきであろうが、底樋は蒲原平野の独自の呼称なのか著者におたずねしたい。

第5章は都市化による水防組合の解体について述べたもので、「都市化に起因する水害予防組合の解体

過程——神奈川県鶴見川水害予防組合地域——」のタイトルとなっている。著者が本章でフィールドとした鶴見川は典型的な都市河川として、河川工業の分野でもよく問題提起される河川である。ここでは水防組合の解体過程のなかで、治水事業の進行によりその使命を果たしたとして解散する例が多いなかで著者は鶴見川を「……主として都市化に起因する組合員の意識変化により組合費の徴集が困難となって解散する」例としている。このような例が鶴見川以外にもきわめて多いのである。またよしんば解体にいたらなくても全く形骸化してしまっただけの例もある。とくに組合区域内に住宅団地が進出した場合によくみられる。そして「……この場合の解散は、水害予防組合が当初の使命を果たしたり、他に組織替えを行って目的に沿った活動を継続する場合とは違って、目的の完遂と地域社会における治水と住民のあり方の点で問題を含んでいる。……」と述べていることは、今後の水防社会のあり方を考える上でまことに重要なことであり、著者の説に諸手をあげて賛成したい。

全体を通して図表化して解明したり、後編の各流域のフィールドにはすべて概念図をつけるなど、読む側を配慮するキメ細かい点が多く著者の意図するところが随所にみられる親切な著書である。

書名は『近代日本の水害地域社会史』とあるが、さきにも少し述べたように各地の水害常襲地域の地形と洪水特性などから論をおこした上に、水防組合のあり方を論考している点に地理専門書としての価値をもっている。

最後に、いかに治水事業が進行しようとも、治水は水防という裏打ちがあって成り立つものである。流域住民の水防意識の低下が云々される今日、地理関係者だけでなく河川工学、さらには治水行政にたずさわる人々にも、是非一読をすすめたたい好著である。

(伊藤安男)